

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第37条の14((非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税))関係 (非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税) 37の14－ 1 非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税は、受入期間（措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税管理勘定（以下37の14－<u>23</u>までにおいて「非課税管理勘定」という。）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。以下37の14－12までにおいて同じ。）内に取得した上場株式等の引渡しがあった日から、その日の属する年の1月1日から5年を経過した日までの間に当該上場株式等の譲渡による引渡しのあった日（同条第4項各号に掲げる事由が生じた日を含む。）までの間に生じた譲渡所得等について適用があることに留意する。 (注) 措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下37の14－<u>23</u>までにおいて「非課税口座内上場株式等」という。）を有する居住者等が死亡した場合には、その時に遡って同条第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下37の14－11までにおいて「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づく譲渡があったものとみなされ、非課税口座から払出しがされることに留意する。 (非課税適用確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書の同時提出) 37の14－14 措置法第37条の14第6項に規定する申請書（以下37の14－20までにおいて「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」という。）と同条第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書については、これらの書類の提出先が同一の金融商品取引業者等の営業所の長である場合は、同時に、金融商品取引業者等の営業所の長に提出しても差し支えない。 (郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合) 37の14－16 金融商品取引業者等の営業所の長は、<u>措置法第37条の14第7項に規定する書類の提示に関し、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項((定義))に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）</u>により確認書類の提示を受けて、氏名、生年月日及び住所を確認した場合には、当該確認書類又はその写し<u>については、次の区分に応じ、当該区分に定める日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。</u> (1) <u>非課税適用確認書の交付申請書に係る確認書類 当該非課税適用確認書の交付申請書の提出をした者が交付を受け、又は受けようとした非課税適用確認書に係る勘定設定期間（措置法第37条の14第5項第3号に規定する勘定設定期間をいう。以下37の14－23までにおいて同じ。）の終了の日</u> (2) <u>非課税口座開設届出書に係る確認書類 非課税口座開設届出書に係る非課税口座が廃止された日又は当該届出書の提出があった日の属する勘定設定期間の終了の日の翌日から5年を経過する日のいずれか遅い日</u>	第37条の14((非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税))関係 (非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税) 37の14－ 1 非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税は、受入期間（措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税管理勘定（以下37の14－<u>21</u>までにおいて「非課税管理勘定」という。）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。以下37の14－12までにおいて同じ。）内に取得した上場株式等の引渡しがあった日から、その日の属する年の1月1日から5年を経過した日までの間に当該上場株式等の譲渡による引渡しのあった日（同条第4項各号に掲げる事由が生じた日を含む。）までの間に生じた譲渡所得等について適用があることに留意する。 (注) 措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下37の14－<u>21</u>までにおいて「非課税口座内上場株式等」という。）を有する居住者等が死亡した場合には、その時に遡って同条第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下37の14－11までにおいて「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づく譲渡があったものとみなされ、非課税口座から払出しがされることに留意する。 (非課税適用確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書の同時提出) 37の14－14 措置法第37条の14第6項に規定する<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>と同条第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書については、これらの書類の提出先が同一の金融商品取引業者等の営業所の長である場合は、同時に、金融商品取引業者等の営業所の長に提出しても差し支えない。 (郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合) 37の14－16 金融商品取引業者等の営業所の長は、郵便又は信書便により確認書類の提示を受けて、氏名、生年月日及び住所を確認した場合には、当該確認書類又はその写し<u>をその確認した日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>(特定の営業所の長が提供事項を取りまとめて提供する場合の取扱い)</u> 37 の 14－17 <u>金融商品取引業者等の営業所の長が、措置法第 37 条の 14 第 23 項に規定する提供事項（以下この項において「提供事項」という。）を提供する場合において、当該提供事項の提供先の税務署長（以下この項及び次項において「提供先税務署長」という。）が同一であるときは、提供先税務署長が同一である金融商品取引業者等の営業所のうち特定の営業所（以下この項において「特定営業所」という。）の長が当該提供事項を取りまとめて提供して差し支えない。</u> <u>なお、提供事項が取りまとめて提供された場合は、同条第 22 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により提供する提供事項は、当該提供先税務署長から当該特定営業所等の長に対して提供されることに留意する。</u> <u>(非課税口座異動届出書等の記載事項の提供先税務署長)</u> 37 の 14－18 <u>措置法第 37 条の 14 第 23 項に規定する承認を受けている金融商品取引業者等の営業所の長にあっては、措令第 25 条の 13 の 2 第 4 項及び同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項に規定する事項についても提供先税務署長に提供することとして差し支えない。</u> <u>(電子情報処理組織を使用する方法により所轄税務署長から金融商品取引業者等の営業所の長に情報の提供があった場合の取扱い)</u> 37 の 14－19 <u>金融商品取引業者等の営業所の長が、措置法令第 25 条の 13 第 24 項に定める電子情報処理組織を使用する方法により同項に定める事項の提供を受けたときは、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、措置法第 37 条の 14 第 10 項各号に定める書類又は書面の交付を受けたものとして取り扱って差し支えない。</u> <u>(二以上の金融商品取引業者等の営業所の長から非課税適用確認書の交付申請書の記載事項の提供があった場合)</u> 37 の 14－20 <u>非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等が、二以上の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、同一の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書を提出したことにより、当該二以上の金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長に当該交付申請書に記載された事項（以下37の14－23までにおいて「申請事項」という。）の提供があった場合には、これらの申請事項のうち提供を受けた日が最も早い申請事項を措置法37条の14第10項第1号に規定する申請事項の提供を受けた時前に申請事項の提供がない申請事項として取り扱うことに留意する。</u> <u>なお、この提供を受けた日については、当該提供が、同条第 9 項第 1 号に規定する方法による場合は、申請事項の送信を受けた日をいい、同項第 2 号に規定する方法による場合は、記録用の媒体を所轄税務署長が収受した日をいうことに留意する。</u>	<u>(申請事項の一括提供)</u> 37 の 14－17 <u>措置法第 37 条の 14 第 9 項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に対して行う申請事項（同条第 13 項に規定する事項、措置法令第 25 条の 13 の 2 第 4 項に規定する事項及び同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項に規定する事項を含む。以下この項において同じ。）の提供について、各営業所の長が各営業所の所在地の所轄税務署長に提供する申請事項を、金融商品取引業者等の本店又は特定の営業所（以下「特定営業所等」という。）の長が取りまとめ、当該特定営業所の所在地の所轄税務署長に一括して提供しても差し支えない。</u> <u>この場合においては、当該特定営業所等の所在地の所轄税務署長が申請事項の一括提供を受けた日に当該金融商品取引業者等の各営業所の長から当該各営業所の所在地の所轄税務署長に対して申請事項の提供があったものとして取り扱う。</u> <u>(新設)</u> <u>(電子情報処理組織を使用する方法により所轄税務署長から金融商品取引業者等の営業所の長に情報の提供があった場合の取扱い)</u> 37 の 14－18 <u>金融商品取引業者等の営業所の長が、措置法令第 25 条の 13 第 22 項に定める電子情報処理組織を使用する方法により同項に定める事項の提供を受けたときは、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、措置法第 37 条の 14 第 10 項各号に定める書類又は書面の交付を受けたものとして取り扱って差し支えない。</u> <u>(二以上の金融商品取引業者等の営業所の長から非課税適用確認書の交付申請書の記載事項の提供があった場合)</u> 37 の 14－19 <u>非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等（以下この項において「申請者」という。）が、二以上の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、同一の勘定設定期間（措置法第37条の14第5項第3号に規定する勘定設定期間をいう。以下37の14－21までにおいて同じ。）に係る非課税適用確認書の交付申請書を提出したことにより、当該二以上の金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長に当該交付申請書に記載された事項（以下37の14－21までにおいて「申請事項」という。）の提供があった場合には、これらの申請事項のうち提供を受けた日が最も早い申請事項を同条第10項第1号に規定する申請事項の提供を受けた時前に申請事項の提供がない申請事項として取り扱うことに留意する。</u> <u>なお、この提供を受けた日については、当該提供が、同条第 9 項第 1 号に規定する方法による場合は、申請事項の送信を受けた日をいい、同項第 2 号に規定する方法による場合は、記録用の媒体を所轄税務署長が収受した日をいうことに留意する。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>(郵便等により提出された金融商品取引業者等変更届出書等の提出日の取扱い)</u> <u>37の14－21</u> 郵便又は信書便により措置法第37条の14第14項に規定する金融商品取引業者等変更届出書又は同条第17項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があった場合には、金融商品取引業者等の営業所の長がこれらの届出書を収受した日にその提出があったものとして取り扱われることに留意する。 <u>(重ねて設けられた非課税管理勘定で行われた取引の取扱い)</u> <u>37の14－22</u> 金融商品取引業者等の営業所の長及び居住者等は、同一年分の非課税管理勘定を重ねて設けることはできないことから、例えば、誤って同一年分の非課税管理勘定が複数設けられた場合は、それらの非課税管理勘定のうちいずれか一つの非課税管理勘定のみが措置法第37条の14の規定の適用を受ける非課税管理勘定として取り扱われ、それ以外の非課税管理勘定で行われた取引については、当初より非課税口座以外の口座（特定口座を除く。）での取引として取り扱われることに留意する。 <u>(重ねて設けられた非課税管理勘定の判定)</u> <u>37の14－23</u> 金融商品取引業者等の営業所の長及び居住者等は、同一年分の非課税管理勘定を重ねて設けることができないことから、例えば、誤って同一年分の非課税管理勘定が複数設けられた場合は、原則として、次に掲げる日が最も早い非課税管理勘定を措置法第37条の14の規定の適用を受ける非課税管理勘定として取り扱うこととする。 (1) 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長が申請事項の提供を受けた日 <u>(2) (1)が同日である場合には、金融商品取引業者等の営業所の長が非課税適用確認書の提出を受けた日</u> <u>(3) (1)及び(2)が同日である場合には、非課税口座内上場株式等を取得した日</u> <u>(4) (1)から(3)までが同日である場合には、非課税口座内上場株式等に係る配当等の支払を受けた日又は非課税口座内上場株式等を譲渡した日（措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により非課税口座内上場株式等の払出しがあった日を含む。）</u> <u>(注) 複数設けられた非課税管理勘定が非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（以下「廃止通知書」という。）の提出により設けられた場合の上記(1)から(4)までの判定は、当該廃止通知書の基因となった非課税管理勘定に係る上記(1)から(4)までの日により判定することに留意する。</u> <u>なお、同一年分に廃止通知書の提出により非課税管理勘定が複数設けられた場合において、その廃止通知書を発行した金融商品取引業者等の営業所の長が同一であるため、上記(1)から(4)により判定できないときは、措置法第 37 条の 14 第 21 項に定める提出事項が所轄税務署長に</u>	(新設) <u>(非課税口座開設届出書等を重ねて提出した場合)</u> <u>37の14－20</u> 金融商品取引業者等の営業所の長及び居住者等は措置法第37条の14第12項の規定により同一の勘定設定期間に非課税管理勘定を設けることができないことから、例えば、誤って同一の勘定設定期間に非課税管理勘定が設けられた場合であっても、非課税口座に設けられた非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等に譲渡損失等が生じている場合であっても、同条の規定の適用を受ける当該非課税管理勘定又は当該非課税口座内上場株式等を重ねて設けられた非課税管理勘定又は当該非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等に変更することはできないことに留意する。 <u>なお、重ねて非課税管理勘定が設けられた場合であっても、重ねて設けられた非課税管理勘定での取引は、当初より非課税口座以外の口座（特定口座を除く。）での取引として取り扱われることに留意する。</u> <u>(同一の勘定設定期間に重ねて非課税管理勘定が設けられた場合の取扱い)</u> <u>37の14－21</u> 金融商品取引業者等の営業所の長及び居住者等は措置法第37条の14第12項の規定により同一の勘定設定期間に非課税管理勘定を設けることができないことから、誤って同一の勘定設定期間に重ねて非課税管理勘定が設けられた場合には、原則として、次に掲げる日が最も早い非課税管理勘定を同条の規定の適用を受ける非課税管理勘定として取り扱うこととする。 (1) 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長が申請事項の提供を受けた日 <u>(2) (1)の申請事項の提供を受けた日が同日である場合には、非課税口座内上場株式等を取得した日</u> <u>(3) (1)及び(2)が同日である場合には、非課税口座内上場株式等に係る配当等の支払を受けた日又は非課税口座内上場株式等を譲渡した日（措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により非課税口座内上場株式等の払出しがあった日を含む。）</u>

改 正 後	改 正 前
<u>提供された時が最も早い非課税管理勘定を同条の規定の適用を受ける非課税管理勘定として 取り扱うことに留意する。</u> (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用) 37 の 14－ <u>24</u> (省略)	 (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用) 37 の 14－ <u>22</u> (同左)